

第 104 回岩手県環境影響評価技術審査会会議録

1 開催日時

令和 5 年 10 月 31 日（火） 午後 1 時 15 分から午後 4 時まで

2 開催場所

盛岡市内丸 16 番 1 号 岩手県水産会館 5 階 大会議室

3 出席者

【委員 10 名 敬称略・五十音順】

伊 藤 歩（会長）

伊 藤 絹 子

大河原 正 文

大 嶋 江利子（リモート）

久保田 多余子（リモート）

齊 藤 貢

鈴 木 まほろ

永 幡 幸 司

平 井 勇 介

前 田 琢

【事務局】

環境保全課総括課長

加 藤 研 史

環境保全課環境影響評価・土地利用担当課長

阿 部 茂

その他関係職員

【事業者】

岩手三陸太陽光発電合同会社

東京エレクトロン テクノロジーソリューションズ株式会社

4 議事

（冒頭、事務局から、委員 14 名中、会場参集 8 名・リモート 2 名の計 10 名が出席しており、半数以上の出席により、会議が成立していることを報告し、議事に入りました。）

(1) 大船渡第一・第二太陽光発電所事業 環境影響評価方法書について

[伊藤（歩）会長]

それでは、議事の（1）「大船渡第一・第二太陽光発電所事業 環境影響評価方法書」の審議に入ります。初めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(環境影響評価に係るこれまでの手続状況等を説明しました。)

[伊藤(歩) 会長]

御説明ありがとうございました。それでは審議の方に入りたいと思います。

まず、事前質問への回答について、希少種の生息場所の特定に繋がる質問以外のところで、改めてお気づきの点がございましたら、お願いしたいと思います。なお、事業者の方は、発言する際に所属と御名前を述べてから、発言をお願いしたいと思います。

それでは早速ですが、いかがでしょうか。

[平井委員]

事前質問の24番の関係で、今後吉浜地区にかかわることについて、もう少し詳しく、今現在の事業者としてのスタンスの説明をお願いします。

[事業者]

自然電力の笠間です。本日はお時間をいただきありがとうございます。いただいた御質問に対しましては、これまでも我々が事業をやってきた発電所では、事業の何パーセントを地元のために使うというふうに決めて事業をしています。今回の案件についても、我々が一方的に決めるのではなく、地元の方々と話し合いながら、吉浜、大船渡のためになる使い道を一緒に検討できればと考えています。

[伊藤(歩) 会長]

よろしいでしょうか。

[平井委員]

吉浜地区の方々と相談しつつ、吉浜のためになるような取組を検討していきたいということだと思っておりますが、今日出ている住民意見に目を通させていただきましたが、地域の賛成、反対の意見が見られるところかと思えます。事業の後のことですが、吉浜の地区と連携をしていくとなると、なかなか今の状況というのは難しいと思うのですが、この住民の対立の問題にどのようにアプローチされていくのかというところを教えてください。

[事業者]

そうですね。このいただいた意見を本当に我々も深く受けとめておりまして、賛成の方もいらっしゃれば反対の方もいらっしゃって、これまでも地域を何度か皆で手分けして回り訪問等をさせてもらっていて、いろんな意見があることは把握しています。このアセスをするに至ったのは、なるべく客観的にこの事業、この場所にどういう影響を与えるかということ、まずはきちんと示したいなというふうに思ったことがきっかけなのですが、住民の方との対話に関しては、そこはもう丁寧に御説明をしていくしかないのかなと思っておりまして、ここはいろいろな方に今相談をさせてもらっていて、我々が直接訪問するのか、それとも説明会のような形で場を設けるのか、プログラムごとに行

うとか、その辺、あまり限度を設けていませんし、なるべく丁寧に、なぜこの事業をやるべきだというふうに我々が思っているのかとか、あとその地域の方の反対意見とかその心配されることに対して、一つ一つ丁寧に答えして、なるべく皆さん、同じ方向に向かっていけるように我々は努力したいなと思っています。

[伊藤（歩）会長]

他にいかがでしょうか。

[伊藤（絹）委員]

住民の方の意見はどのようなものが出ていますかということで、項目別に書かれている回答をいただいていますけれども、やはりそれぞれの自然環境への懸念とか、土砂災害を心配されている方が多いわけです。一方で賛成、推進を求める声もあるということで、分かりやすく説明していく、それぞれの懸念に対しても分かりやすい説明ができるような資料が必要ではないかと思います。こういう図書を見て理解するというのはなかなか大変なことだと思うので、分かりやすい資料を作ることについてもう少し伺いたかったところです。もしされていないということであれば、ぜひそのような対応をしていただきたいと思います。

[事業者]

御意見ありがとうございます。おっしゃる通りだなと思いますので、正直これまで説明会で説明はしてきたものの、分かりやすさという観点でいうと、確かにすべての人に伝わる資料ではなかったのではないかなと今個人的には思っています。そのため、いただいた通りに分かりやすく伝えるにはどうするかというのは真剣に考えたいと思います。ありがとうございます。

[伊藤（絹）委員]

具体的な数字を入れるとか、例えば、土砂災害に対して心配だという方がいれば、このくらいとか、このように対策ができますということが具体的に示されれば、不安がそこで低減するというのもあると思うので、そういう努力をしていただきたいと思います。

[事業者]

ありがとうございます。

[伊藤（歩）会長]

はい、他にいかがでしょうか。

それでは私の方から。まず水環境についてですが、雨水の流出について図を追加で示していただいております。資料No.1-5、1-5の追加で、集水域の色分けをしてそこに集まったものがどのように排水されているかをお示しいただきました。事業実施区域がどこにあって、そのどこの部分がどのように流出していくのかというところのイメージが付きにくい資料だったので、今後、まずそういったところ、ぜひ分かりやすい資料を作成していただいて、ほとんどが土壌浸透するというお話かもしれないのですが、やはり大雨が降った時に浸透しきれないものがどういうふうに出流していったら、

どこに合流しているのかという情報は大事だと思いますので、その辺りは改善していただきたいと思っています。

それからもう1点。大船渡市さんから御意見を受けましたけども、パネルからの反射光については私の方からも質問をさせていただいて、住居等への影響は離れているからほとんどないのではないかという御回答をいただいたのですけれども、やはり周辺の眺望点ですね。主要なところに光って見えるとか、反射して見えるとか、そういったことがもしあるとなると影響があるのかなと思いますので、その辺りのところ、補足で御回答いただくことがあればお願いしたいと思います。

[事業者]

ありがとうございます。まず技術的なことに関しては、気象協会さん、今回環境影響評価を担当されていますので、気象協会さんの方から御回答いただきます。1点目の資料については、資料として整えさせていただきます。

[環境影響評価受託事業者（以下「受託者」）]

反射光について、気象協会の二宮からお答えさせていただきます。今回お答えしている通り、実際に民家といったところも御説明させていただいているのですけれども、あとは今回使用するパネルとかもですね、実際は低反射のものを利用する計画があったり、距離がありますと、太陽が1時間で15度の方位角がズレるので、そうした時に、例えば2キロぐらい周囲の離れたところに対する太陽光の反射の影響する時間と申しますと、ほとんど、例えばそこに窓があったとしても、数分程度の影響しかないだろうというふうに考えることができます。計算すると分かるのですが。ちょっとそこはまだ今置いておきまして、要は結局その距離があるほどですね、影響時間というのがかなり短くなってきますので、その影響というのは全くないということではないのですが、ほとんどその影響としては軽微であるというふうに考えることができるのではないかなというふうに考えてございます。

[伊藤（歩）会長]

今御説明いただいたのは、住居、というのではなくて。

[受託者]

ではなくて、要は眺望点に関してのものでございます。

[伊藤（歩）会長]

はい、分かりました。他にいかがでしょうか。

[鈴木委員]

ボーリング調査について伺いたいと思います。事前質問の番号で言いますと20番と21番です。20番の2の方の回答で、ボーリング調査時の具体的な配慮について回答させていただいて、調査方法についても回答いただいているのですが、現在、現地でボーリング調査を始めておられますよね。ここに書いてある通りの対応でなさっているということによろしいでしょうか。

[事業者]

自然電力の溝口といいます。ボーリング調査については、すでに実施しておりますし、7つの地点において、湿地の外縁部であるとか、特高の変電所を設置する場所であるとか、サブ変電所を設置する場所において実施しております。重機、ボーリングマシンが草地を荒らして裸地にしないよう、一応ここに書きましたように、周辺草地を養生するであるとか、草地に被害を及ぼさないような対応をしながら調査を行っております。それからボーリング調査をした後の穴については、現場で掘った後の土を埋め戻すなど、原状復旧に努め、実施しております。

[伊藤（歩）会長]

よろしいでしょうか。

[鈴木委員]

はい、ありがとうございます。外縁部とあるので、湿地の希少種が生えているようなところでは掘っておられないということによろしいですね。

[事業者]

そうですね。水浸しになっているようなところで行ってはならず、外縁の希少種がないところを設定して実施しております。

[鈴木委員]

はい。ボーリング調査に関してもう一つ、21番の御回答についてですが、私の質問は、元山の南斜面の湿地に関して、その近く、横断するような道路が設置される計画なのですが、この道路の新設が湿地に大きな影響を与える恐れがあるので、ここは考え直してくださいという意見、要望なのですが、これに対して、現地調査のボーリング調査や表面波調査を実施して予測しますと書かれています。方法書231ページのボーリング調査地点を拝見しますと、湿地ではボーリング調査は予定されていないようですし、私が質問している箇所について、どのように安定性ということを予測する予定なのかというところを詳しく教えてください。

[事業者]

管理用道路の考え方については、高田から回答します。

[事業者]

自然電力の高田です。21番の指摘いただいた点に関しては、今、計画を見直していて、極力道路を置かないような形に計画を変更しようと思っておりますので、準備書の方で、御説明させていただきたいと思っております。

[鈴木委員]

分かりました。そうしますとこれ以上質問がしにくいですが、期待しております。よろしく申し上げます。

[伊藤（歩）会長]

よろしいですか。他にいかがでしょうか。

[永幡委員]

事前質問の方の 22 番に関連して、22 番そのものではなくて、資料 1-3 の 37、38 の質問ですが、人と自然との触れ合いの活動の場に関して、質問で出たのが 22 番ですが、静穏性に関してはこれからきちんと調査してくださるとあって、あとは準備書でその結果を見ることで十分かなと思ったのですが、この 37、38 番を見ると、人と自然との触れ合いの活動の場として、この場所自体がもともと使われているのではないかということがあるように読めます。方法書を見ると、県立自然公園に指定されていることが書かれていて、そういう意味では誰か使っている可能性も確かにあり得るだろうなと思われるのですが、ここの今の跡地をどのように使っているかというのはどれぐらい把握されているのでしょうか。十分に把握されていて、ほとんどそちらの方は使っていないという何か証拠があったりするのであれば、事業者さんが御提案の通り、ここで施設の存在による影響というのは、確かに考えなくてもいいような気がしますけれども、もし実際にここを利用されている方がいるのであれば、この 37 番、38 番の方の言っていることが実際に正しいことであるのであれば、やはりこの評価というのはしなければいけないだろうし、実際すごい影響になると思うので、それをどう評価するのかということはきちんと準備書の段階でアピールする必要があるのではないかと思います。

[伊藤（歩）会長]

いかがでしょうか。

[事業者]

こちらの資料のどの箇所のことでしょうか。

[永幡委員]

資料 1-3 の住民意見です。これの 37、38 番です。

[受託者]

気象協会の二宮です。今御指摘あった通り、こちらの元山を事業地という意味でおっしゃっていただいていると思うのですが、この辺が大窪山自然公園の一体の利用といったところでの、人と自然との触れ合いの活動的な使われ方といったところも含めて、存在のところ、その周辺一帯の利用状況の中で、元山の方も含めての実施状況の確認をその供用時の中での予測も、その実態を調査した中で検討して、必要かどうかも含めた検討を進めていきたいと、その内容を準備書の方に整理していきたいというふうに考えてございます。

[永幡委員]

要するに選定しないことにするのではなくて、一応選定した上できちんと見るという理解でよろしいですか。

[受託者]

選定をすべきかどうかも含めて、実際の調査の中で確認をしていくというような考え方でございます。

[永幡委員]

方法書というのはどのような調査方法であるのかという提案をするところなので、結局そのところで、それは調査するとしておいた上で、調査したところ使っている状況がなかったというふうに準備書で書くのが筋ではないですか。

[受託者]

ですので、今御指摘を踏まえて、そちらを検討していきたいというふうに思っています。現状では方法書の中では、それを扱うというふうにしてございませんので、今御指摘をいただいたり、住民の方からの御意見も踏まえまして、そちらの、要は、存在としての影響についても見ていって、そういったところも見ていくと。そもそも見ないといえますか選定をしていなかったものを、見ていくってというような考え方で今は進めていきたいというふうに思っているという。そういう説明なのですが、よろしいでしょうか。

[永幡委員]

要するに準備書段階では多分星取表みたいなのがあって、そこでここは修正して、見ることにしたとして書いていただけると。

[受託者]

そちらを検討していきたいと思います。

[永幡委員]

分かりました。それなら結構です。

[伊藤（歩）会長]

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

[齊藤委員]

今、永幡委員の方から人と自然との触れ合いの活動の場の話がありましたので、それに付随してなのですが、住民意見の 37、38 番もそうですし、42、43 番では景観についても少し触れられているのかと思います。大船渡市長さんから、今回選定している五葉山、夏虫山の 2 点以外にも、景観の場所があるのではないかと御指摘もありますので、これだけの広い面積の中に太陽光パネルを設置するわけですから、そうした意見を汲んでいただいて、もう少し選定地点を景観についても設定していただくのがいいと思います。

[事業者]

御意見ありがとうございました。

[受託者]

気象協会の二宮です。今いただいた通り、大船渡市長意見にも入っているところがございますので、そちらも踏まえながら、眺望点の追加を検討しております。

[伊藤（歩）会長]

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

[大河原委員]

資料 1-4 の事前質問 12 番です。「表面波探査 2 側線により、南側の地下構造だけを把握すればよいと判断した根拠を伺いたい」ということで、土地の安定性に関する質問でした。御回答が、「この側線は、滑落崖に近接し、崩積土が堆積している箇所」とあります。「2 側線の調査結果により地盤の固さの評価を行う」ということなのですけれども、これは私が事前に現地調査した時のコメントで言っているような滑落崖、その際は主に B エリアと称していたところになるのですけれども、このエリア全体に崖崩れがあつて、それが全面に渡って堆積していく極めて不安定な地盤ではありませんか、という質問をしています。それに対して今回の場所が、その範囲を網羅するというには少ないのではないかとこのように見ておまして、具体的に言うと、方法書 231 ページの図 5. 2-5 土地の安定性の評価位置、私が指摘しているその辺は、全部、全体が崩壊した土砂ではありませんかと指摘している箇所が、ポーリングでいうと E とか F とか書いているところよりも少し北側というか、崖が厳しいところ、急傾斜のところですが、その領域が入っていないということがあつて、それで評価になるのでしょうかという質問になります。

[事業者]

溝口です。今おっしゃられるように、ポーリング地点 F であるとか、E であるとか、それより北側について、崩壊の堆積土が出るだろうから、そちらで調査をプラスしたほうがいいのではないかという意見というふうに承りました。私の方で、今回の表面波探査、馬蹄形を呈する急崖の跡とか、崩壊土が堆積しているだろうとか、現地を踏査して判断して決めてはおります。それで、その評価結果をもとに、先生に御指摘いただいている、表土がどれくらい厚いとか、シルト、粘土がどれくらい厚いとか、マサ土、保水性がということを指摘していただいていますので、ここで一定程度評価できるのではなかろうかというふうに考えてここを選定しております。また、専門家の方に、現地調査をしていただきながらですね、土地の安定性については評価をできるというふうに考えております。

[大河原委員]

私の質問は、崩壊した地形とそれが堆積している土砂がこの辺にありませんかというところに、実際の表面波探査等の側線が引かれていないのはどうしてでしょうか、ということになります。ちなみにここは、今言った当時の B エリアと言われた部分と、それからこのポーリング地点で言うと C とか D とか打っているこの辺も、崩壊地形の可能性が高く、その堆積した土砂、崩れたものが堆積した土

砂があって、だから水位が高くて湿地帯になっているのではないかという指摘をしております、ここについては、表面波探査の線が全く入ってないということについてどうなのでしょうということなんです。

[事業者]

ここの地下構造を把握できるように断面としてここに掲載しておりますけれども、改めて検討させていただきたいと思います。

[大河原委員]

当該地域全域にわたって崩壊した土砂が堆積している可能性が高いので、対応を検討してください。

[事業者]

検討したいと思います。

[伊藤（歩）会長]

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

[鈴木委員]

今のことに関連してなんですが、表面波探査というのはどのような方法で行われるのでしょうか。なぜお聞きするかというと、もしこの問題になっている湿地を攪乱するような方法で調査が行われるとすると、非常に影響が大きいと心配しています。教えていただければと思います。

[事業者]

地盤を乱すような行為は行いません。「カケヤ」という餅をつくようなもので地面にどんとたたいて振動を与えます。その振動を加速度計、小さい地震計を地面に固定してまして、その地震計で、カケヤが与えた地盤の振動を拾います。時間と振動、加速度によって地盤の固さを評価していくことになりますので、地盤を乱すようなことはない、いうふうに考えています。一方、湿地の中では、その加速度計というか、それを設置すると水没してしまったりするので、湿地の中で実施することは今のところ考えていないし、今もやっていないところです。

[鈴木委員]

そうしますと、地面がぐちゃぐちゃしているようなところ、水が溜まっているようなところでは機械を設置することはないという理解でよろしいですか。

[事業者]

はい。そのとおりです。

[鈴木委員]

もう1つ。湿地の外縁部周辺にも希少種がいる場合は多くあるのですけれども、事前に把握されて

調査は済んでいるというふうに認識しているのですが、希少種がいるところでは地表を乱すような調査はしないということで、お願いできますか。

[事業者]

はい。その通りにしたいと思います。

[鈴木委員]

しっかり回避していただく必要があります。

[伊藤（歩）会長]

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

[前田委員]

事前質問 15 番で、イヌワシについて、事業地の生息状況を見ますと、非常にたくさん生息しています、その状況から、この場所への新たな施設の設置は大きな影響が予測できるということで、これはまず、回避を考えていただきたいという意見を出しました。それに対する回答ですけれども、「影響を回避または極力低減できるよう、事業計画を検討したいと考えています」と、簡単というかさらっと書かれていますけれども、ここに回避という言葉が書いていますので確認したいのですが、回避、いわゆるこの場所を避けることを検討していただけるというふうに認識してよろしいでしょうか。

[事業者]

自然電力の高田です。前田先生が御指摘された通り、イヌワシの飛翔が確認されている場所でもありますので、回避を含めて改めて検討させていただきたいと思っています。

[前田委員]

はい、分かりました。そうしますと回避の検討というのは、代替地の候補地をいくつか設定して、そこで様々な条件を加えて、より良い場所を見つけていくというプロセスになりますので、それを確実にやっていただきたいと思います。ぜひお願いします。

[伊藤（歩）会長]

よろしいでしょうか。今の段階で「回避」というのは具体的にはどういうことをお考えなのか教えていただけますか。

[事業者]

具体的な例として、適切な例は分かりませんが、例えば、もともと我々が計画していた荒金山のほうで事業をする、その場合林地開発をすることになるのですが、イヌワシの観点でいうと、草地を創出することになるため、森の状態よりも、良くなると評価できるかもしれない。今の元山でやるよりも、そちらの方が望ましいということも、希少猛禽類の観点からいうと、あり得るのかなと考えていますので、例えばそういう検討になると思います。あとは近隣で、よりイヌワシにとって影響が少な

い代替地があるかないかというのを改めて検討させていただきたいと思います。

[前田委員]

今の件について重要な点を指摘したいと思いますが、まずスケールの点をきちんと把握していただきたいです。例えば、方法書 183 ページにイヌワシの飛んでいる図が出ていますが、イヌワシは広い範囲で数十キロのスケールで飛び回っているわけですので、それに対応する回避というのは、そのスケールで考えなくては意味がありません。今言われたように元山から荒金山にちょっと移すというそういうスケールでは問題が解決しませんので、もっと大きなスケール、県を跨ぐような、そのぐらいのスケールで代替地を探すという作業が必要になりますので、そこはよろしくお願いします。

[事業者]

他県というのは想定しておりませんでした。非常に難しいのかなとは思いますが、まずはその点も含めて一度検討させていただきたいと思います。

[伊藤（歩）会長]

イヌワシの飛翔しているところを避ける、ということを検討していただけるということでよろしいでしょうか。前田委員よろしいですか。

[前田委員]

はい。

[伊藤（歩）会長]

他にいかがでしょうか。

[永幡委員]

書き方の問題ですけれども、今日の資料 1-4 の騒音のところ、「要請限度」のことを書いているのですが、「要請限度」というのは、そもそもそんなところまでいってしまったらまずい、大至急それはなんとかしないかっていう話をするときのためにある値で、環境影響評価に、あたかも要請限度を守っているからちゃんと守っている、みたいに書くのは、少しずれていると思います。やはり、環境基準に関しては、とりあえず書いておくのもいいと思いますが、基本的に、こういう静かなところの騒音の話をするのであれば、その工事の時に大体どれぐらいレベルが上がるのか、住民にとってどれぐらいうるさいかという方が環境基準に適合しているかどうかより、そちらの方がよっぽど重要なので、そんなところに要請限度なんかを持ってきて、あたかもちゃんとやっていると見せるのはあまりよくないと思っています。他の自治体も含めて、環境影響評価の図書を読んでいると、要請限度を書いているのが確かに多いのですが、やはりその全く筋違いのところを書くとするのはおかしいと思っているので、そういうところはだんだん直していったほうがいいなと思います。

[事業者]

はい。御意見ありがとうございます。かしこまりました。

[伊藤（歩）会長]

はい、よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

[平井委員]

基本的に3点あったのですけれども、先ほどのやりとりを聞いて少し気になったので、全部で4点になるのですが、イヌワシの飛翔地を避けるということで、事業者さんは、「はい」というふうにおっしゃられたのですか。

[事業者]

明確に避けられるかというのはこの場でお答えできないのですが、先ほどの県を跨ぐというのは、これまで検討してきておりませんでしたので、まずそこから改めて検討はさせていただくというところです。

[平井委員]

その事業のプロセスがあって、土地の問題がまず大きくあるわけですので、そんなに対象地を変えられることはできないということはあると思います。ですので、正直に言われたほうがよいような気がするのですけれども。そこにちょっと絡めてですが、土地の問題についてです。この事業というのはなかなか紆余曲折ありまして、市長の交代ということも含めて、土地をきちんと借りられるのかということは大きな問題となってくるところですが、そのあたりの事業者さんの見通しを教えてください。

[事業者]

土地の権利に関しましては所有者が2人おります。1つは自然公園、大船渡市側の土地で、こちらの土地の所有者が大船渡市さんになります。もう一つは、釜石市側に少しまたがるのですが、そちらについては、弊社自然電力が土地を所有しております。自然電力と事業主体である岩手三陸太陽光発電合同会社が地上権設定契約をしております。肝心の大船渡市さんの方とは、今、停止条件付で賃貸借契約を締結しています。停止条件については、経産省、いわゆるFITの権利が確保されていることとか、許認可を適切に法令遵守している、といったものが条件になっています。あとはもう工事に着手できる状態になったところで、着工の通知というのを送らせていただいて、大船渡市さんのほうでこの日で了解しましたというやりとりがなされればというそういった形になっています。

[事業者]

土地契約があるのでそれに従って粛々と進めていくものの、市の土地ではありますので、そこはきちんと地域の方との対話も含めて、きちんと進めていきたいとは思っています。

[平井委員]

はい、ありがとうございます。では続いて、少し関わる場所ですけれども、アセスの手续に則って粛々と、というようなお話もあるわけですけれども、この住民の意見を見ていただきますと、科学

的説明に徹すれば徹するほど、対立を深めるというようなことが非常に可能性として高そうな気がします。この科学的説明の限界というのを、住民と交渉されていく時に必ず迎えるであろうと思いますが、そのときの対応、そこまで考えていらっしゃるのかどうか、考えているのであればその対応について少し教えていただければと思います。

[事業者]

明確な答えは持ち合わせていません。全国で大規模な開発があって、全国各地でこういう問題が起きています。ただ、すべての太陽光発電所で問題が起きているわけではない、何も起きていない発電所もたくさんあります。ただ、どうしてもそこには感情的なもの、不安があるというのは、その通りなのです。何か万能解が今あるわけではないが、我々は全国で数百ヶ所事業をやってきて、丁寧に説明して、事業を理解していただくことが重要だと思っています。この事業のメリットもあるはずなので、そこも理解していただきたい。うまくいっている発電所は、地域の目指したいところがここだよねっていうのを少しでも我々も関与させていただいて、その中で小さいけれど一部を手伝わせていただければ一番うれしいなと思っています。そのために、この1%コミュニティーで地域に還元していき、うまくいっている案件はこれらがうまくいっている。この案件は残念なことにそこまであんまり深くできてないというのが現状です。質問のお答えで言うそうですね、万能解みたいのはないと思っています。ただ、やはりその地域の方々の不安は当然ありますし、そこに一つ一つお答えして行って、我々ができることを明示していくことしか今のところ浮かんでいません。

[平井委員]

非常に難解な質問に丁寧に答えいただきました。最後3点目が、これは事業者さんではなく、事務局に向けてというところなのですが、住民の方の意見のところ、非常に丁寧なというか、考えさせられる意見が多かったですね。環境アセスのあり方についても少し御意見がありまして、環境アセスの環境といったときに、人間が含まれてないという指摘があります。「近隣周辺に居住する人間の精神、神経、健康の安定みたいなものが含まれていないのはどうなんだろう」という御指摘がありました。これは、環境アセスの根本のところの指摘かもしれないけれども、先行事例だと、長野県とか結構、社会環境を含めたアセスの考え方もあるので、そういったことも後々考えられたらいいかなと思いました。

[伊藤（歩）会長]

はい、ありがとうございました。今の御質問は、事務局から今すぐコメントをとということではないですか。

[平井委員]

はい、意見です。

[伊藤（歩）会長]

はい。他にいかがでしょうか。それでは、公開部分についてはここまでということにさせていただきます。非公開のところでは審議があれば、非公開として進めさせていただきたいと思っています。いか

がでしょうか。

[傍聴者]

はい。

[伊藤（歩）会長]

すみません、傍聴人の方の御発言はここでは受けておりませんので、申し訳ございません。

[傍聴者]

ただ聞くだけ。

[伊藤（歩）会長]

はい、そうです。

よろしいでしょうか。委員からの御質問、追加はございませんでしょうか。全体を通してもございませんか。

[鈴木委員]

事前質問にはない新しい質問ですが、住民の方からの御意見で、土塁についても意見があり、資料1-3の32番、荒金山に続く尾根のところに土塁があると書いていますが、私もそこを歩いたことがあって、確かに人工的な堤みたいなのがあります。いつの時代のものかも分からないし、既知の埋蔵文化財ではないようで、情報が少ないかと思いますが、これについて何か情報をお持ちでしょうか。それと、それについてこちらの住民の方が求めておられるような対応を取ることはお考えになっていますでしょうか。

[事業者]

土塁はですね、私が地域の方からお伺いしている情報ということになりますけれども、かつて山火事の延焼を防ぐために、地域の方々があそこに作られたというふうにお伺いしています。それがいつ頃のことだったかは正確には把握しておりません。

[受託者]

気象協会の二宮です。土塁の話は私も伝え聞いているところではあるのですが、本件ですね方法書の第3章の既存資料調査という位置付けで書いてございます。こういった御意見いただきましたので、改めてこういった文化財とかおそらくそういったことになるのだと思うのですが、そういったところにヒアリングして、何か情報が得られましたら、またそこは準備書の方で補足できるようにしたいと考えてございます。

[鈴木委員]

調査で判明すれば、築造の年代ですとかいつ頃の時代のものですか書けるかなと思うのですが、ここはモノレールを上に乗せますよね。そうしますと構造自体が破壊されるかなと思うのですが、い

かがですか。

[事業者]

自然電力の溝口です。今回モノレールで機器を輸送する計画にしておりますけれども、地形を改変することは行わずに計画しているので、土塁は、跨ぐようなことはあるかもしれませんが、崩したりすることはありません。計画しておりません。

[鈴木委員]

ここは、掘削とか、平らに均すとかそういうこともないと。

[事業者]

今回掘削するっていうことは行わずに、棒状のもので地上に上げて、モノレールを走らせる計画をしていこうと考えています。

[鈴木委員]

上に生えている木は伐採するでしょうけど、土塁そのものを破壊することはないと考えてよろしいでしょうか。

[事業者]

はい、そうですね。ただ、モノレールのレールを支えるために、ちょっとした杭を地盤中に打ち込むことがあるので、そういう作業は行いますが、土塁を壊したり、水平に均すということはありません。

[鈴木委員]

そうしましたら、準備書になろうかと思いますが、ここに未周知の文化財として調査をしていただくということでぜひお願いします。

[受託者]

先ほど説明した通り、検討して得られた情報を記載してまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

[伊藤（歩）会長]

はい、よろしいでしょうか。全体を通して他にいかがでしょうか。

[大河原委員]

事前質問ではなくて、方法書の方にも関連する記載がなかったので質問させていただきますが、先程、地形のところで、山の一番てっぺんのあたりが崩れた滑落崖が、私の地形判断だと最低で6ヶ所連なって崩れています。そこからまっすぐリニアメントとありますが、線状構造、まっすぐの地形というのがあって、そのまっすぐの地形に連なって崩れているようだということです。当該地、それか

ら崩れたものがずっと土砂が流れて、下の方の大きな川まで到達しているように地形的には見えます。ですので、この滑落崖と思われる馬蹄形を呈する急崖と、この線状構造、リニアメントの関係性を明らかにしておいてくださいというようなことを事前のコメントで出しておりましたが、それに関する部分がなかったので、そこについていかがでしょうか。当該地区のパネルを張る全域に渡って連なっていますので、1ヶ所だけの話ではありません。

[事業者]

溝口です。現地踏査等を行いまして、リニアメントと滑落崖の部分が崩壊するかもしれないとか、そういうリスク評価を行い、パネルのレイアウトであるとか、そういう変更も今後の課題と考えています。それから、土砂の流出の問題とか、濁水の流出の問題とか、最初、伊藤委員からも、具体的な事例を示すことで、住民の方への説明がうまく行くだろうということも、確かにそうだなというふうに理解しました。そのためにはやっぱり地形をもとに、水の流れだとか、流域の把握といったところをきっちり設計に反映させていく必要があるというふうには認識しておりますので、適切な防災対策をしていきたいと考えています。

[大河原委員]

私が伝えたいのは、当該太陽光パネルを設置する予定の場所は、地盤そのものではなくて、崩れた土砂が乗っかっているところにパネルを置く可能性がありますので、きちんと確認しないと、土砂の流出等が今後問題になる可能性があるのです、そこをしっかりと調べないといけませんということです。

[事業者]

承知しました。検討したいと思います。

[伊藤（歩）会長]

大河原委員から御指摘いただいた部分というのは、準備書のところできちんと結果を示していただけるのでしょうか。

[事業者]

検討したいと思います。地盤調査をしたデータはきちんと準備書の中で掲載するようにさせていただきます。

[伊藤（歩）会長]

そういうことをしていただかないと、安定性のところ、安全面とか防災とか、課題になるところかと思しますので、よろしくをお願いします。

他にいかがでしょうか。全体を通してよろしいでしょうか。それでは他に御質問はないようですので、これまで委員の皆様から述べられた意見を審査会の意見とさせていただきます。事務局はこれらの意見を踏まえて、本件方法書に関する知事意見の作成をお願いいたします。

以上で議事の（1）の審議を終了いたします。事業者の皆さん、ありがとうございました。退席していただいて結構です。委員の皆様は14分50分まで休憩とさせていただきますので、よろしくお願

します。

(2) (仮称) 東北生産・物流センター 第2種事業の判定について

[伊藤 (歩) 会長]

それでは審議を再開いたします。議事の(2)「(仮称) 東北生産・物流センター 第2種事業の判定」の審議に入ります。初めに事務局から説明をお願いします

[事務局]

(環境影響評価に係るこれまでの手続き状況等を説明しました)

[伊藤 (歩) 会長]

ありがとうございました。それでは審議の方に入りたいと思います。事前質問への回答について、希少種の生息場所の特定に繋がる質問以外で、改めてお気づきの点がございましたら、お願いしたいと思います。また、事業者の方は、発言する際に所属と御名前を述べてから、発言をお願いしたいと思います。

それでは御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

それでは私の方から1点、水環境に関しまして、質問No.11で工事中に発生する濁水の処理に関して事前に質問させていただきました。工事中の雨水に関してはノッチタンクを設けて、その上澄みを分離して、近くの川に放流する流れになっているということは確認できたのですが、ノッチタンクを設けるということですが、タンクでその上澄みのSSの濃度が大体どのぐらいになるか、その水が近くの河川に入った場合に、その河川の水質がどのぐらいになるのかといったことをお伺いしたいと思います。

この件に関しては、実は事前に質問した時は、排水処理設備で処理されるという回答を頂いていたので、何かきちんとした処理をするのだなというふうに理解していたのですが、そのあとの回答で修正が入ったようで、そのままノッチタンクだけで処理するということでしたので、追加で御質問させていただきたいと思います。

[受託者]

環境コンサルをしています、株式会社環境管理センターの町田と申します。よろしく申し上げます。

本事業の工事中の雨水による濁水ですが、現時点では細かい工事計画が決まっておりませんので、具体的な濃度というのは、特段お示しすることはできないかなというふうには考えていますが、現時点で、既に奥州市さんがこの地域につきましては工業団地ということで、造成工事をしております。そこの排水経路に流すという形になっておりまして、その先については、奥州市さんが管轄している袖山川というところに合流します。それがいずれも奥州市の管轄の部分ですので、実際の事業に当たりましては、奥州市さんの指導のもと、現時点ではどのぐらいのSS濃度になるかというのをお示しできないのですが、十分に低減してそのあとを排水するというような形で奥州市さんと協議していきたいと考えております。

[伊藤（歩）会長]

そうしますと、雨が降った時に濁水が出て、きちんと沈砂池等で処理をして、放流先の環境基準を超えないとか、そういった影響がないようにしていただけるということでよろしいでしょうか。

[受託者]

はい、その通りです。

[伊藤（歩）会長]

そのように検討いただければと思います。他にいかがでしょうか。

[永幡委員]

結論としては最終的にこの回答いただいた部分で結構ですけれども、議事録に残した方がいいかなと思ったので発言しておきます。

やはりこの手の騒音が出る可能性があるような案件の時は、必ず予測調査で大体どれぐらいの増分が見込まれるのかというのは、指摘がある前に出てきてしかるべきだと思いますので、そのことを強く主張しておきたいと思います。事業者の皆さんも、次に何かする機会があったらきちんとやっていただきたいと思いますし、事務局の皆さんはできれば抜けていると最初に言ってくださいと良いかなと思いますので、よろしくをお願いします。

併せて細かいことなのですが、 L_{Aeq} のLは斜体です。Aeqは立体でいいのですが、下にそれが付けられるような文字体系を使っている時はそうやって書いていただければと思います。その辺もJISで決まっているものは合わせていただきたいと思います。

[受託者]

御指摘の点を踏まえて、修正したいと思います。文字に関しまして、エクセルでこちらの回答を作成していた関係で文字をそのような形にすることができていませんでした。

[伊藤（歩）会長]

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

[伊藤（絹）委員]

事前質問の13番で、水産動物の種類について、重要な種類がないということで、普通に見られる種類としてヌマチチブが確認されておりますという御回答でしたが、普通に見られる種はこの一種類だけですか。他にも色々和普通種が見られると思うのですが、もし分かれば教えてください。

[受託者]

株式会社環境管理センターの町田です。今回の第2種事業の判定の方が、基本的に既存資料ということになっておりまして、その中で拾い上げたのがヌマチチブという形になっております。奥州市さんの方で、造成工事にあたって生物の調査をされているのですが、魚類の方は調査をされていないということで、詳しいデータを持っていないという状況です。

[伊藤（絹）委員]

この1種類だけが記載されているということですね。分かりました。

[伊藤（歩）会長]

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

[前田委員]

1番の意見ですが、この場所は造成して建物を作るわけですね。その造成の方は、別事業ということになっております。造成して、更地にしてからということになるかと思うのですが、造成することが環境に与える影響が大きいのですが、ここはもう関係ないというような状況でしょうか。

[伊藤（歩）会長]

事務局の方から回答を頂いてもよろしいでしょうか。

[事務局]

事務局から回答します。土地の造成はアセスメントの対象の要件が50ヘクタールということとなっております。奥州市の造成事業においても、いわゆる法令に基づくアセスメントが実施されていないという状況です。この事業がその造成された土地の引き渡しを受けて、更地になったところに建築物を建てる事業としてのアセスメントとなっておりますので、建築物を建てることについての評価ということになります。

一方、奥州市の方では公共事業として、造成を行っていくにあたって、アセスメント制度によるアセスを行わないものの、現地の状況を踏まえて、自然環境について関係機関の聞き取りなどを行い、一定の評価をした上で事業実施計画を立てていくということ聞いておりますが、その内容については詳しくは承知していないという状況です。

[前田委員]

そうしますと、土地の造成はアセスにはかからないということですが、通常、こういった二つの事業に分けずに、もともとの土地を造成してかつ建設するという場合は、当然、一体としてアセスの対象となるのかなと思いますが、このように分けてしまうと、それぞれ及ぼす影響が小さいとして、結局審査されなくなって、注目されないことになってしまうのかなと思います。この事業地以外の隣接地は、広く開発されて工業団地となっておりますが、これが多分、順次開発されて造成されてきたのかなと思いますが、それ以前は、おそらくこの周辺にまだ残っている森林、田んぼや小さなため池が点在する環境であっただろうと思われま。自然環境保全指針を見ましても、この付近、AランクBランクが固まっていたところですので、良好な自然環境が残っていたことが予想されます。そうした森林の一部がこうした形でもう既になくなってしまっているのですが、環境影響評価の対象にすべきかということも検討されずに更地になってしまうというのは残念なことで、どうしたものかなと思います。制度的なことはよく分かりませんが、そういったところが少し引つかかるかなと思います。

[事務局]

御意見ありがとうございます。この江刺工業団地フロンティアパークⅠ、Ⅱとありますけれども、トータルで見ますと相当広い開発地域となっております。事業の団地造成は50ヘクタール、100ヘクタールという基準がありますが、開発当時に計画上一体のものでした計画がある場合は、単体で見たとときに基準を下回る場合でも、事業に一体性があると判断される場合は、面積を上乗せして判断するということがありますけれども、現状のこの工業団地では、それぞれ別の計画として、言ってみれば数年かかって、誘致企業さんの動向なども踏まえて、順次増設されてきたという経緯がありまして、そういう意味では単体で見ざるを得ないというものでもあります。ただ、御指摘の通り、ここに限らず本県の場合新たに団地造成する場所というのは、田園地帯を切り開くというパターンが多いものですから、そこら辺は団地造成を直接所管するような市町村になりますけれども、商工労働観光部で誘致企業を担当するところなどとも連携しまして、アセス制度に乗らない場合でも、きちんと環境影響に配慮した形の造成を行うよう、取組を促していければと思います。御意見として承ります。ありがとうございました。

[伊藤（歩）会長]

はい、よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

[平井委員]

事前質問のNo.6とNo.12についてです。No.6は事務局への意見ですけれども、この事業の計画だと、生活道路は使わないというような話なのですが、ここのすぐ近くの少し北側にある集落の生活道路はトラックがたくさん走っていて、道がたがたで住民の方が困っている状況です。この工業団地全体に向けて、奥州市に対して何か指導するということは可能でしょうか。もし可能であれば、そういう指導がもしできれば、助かる方がいらっしゃるのかなと思います。特定の時間帯に困っているそうです。

次にNo.12の方ですけれども、農業用水の排水はないということなのですが、今日配られた資料No.2-5の5枚目ぐらい、普通河川の袖山川に流すというように受け取れるのですが、これは事業対象地の中にあるため池から流れている川で間違いないでしょうか。そうすると、地元の方はその川を農業用として使っているというお話なのですが。

[受託者]

環境管理センターの町田です。先ほども少し御説明をさせていただいたのですが、まず工事中については今御覧いただいた添付資料5の方の、この赤丸のところから下流側に向かって工事中の排水が流れる形になります。これは奥州市さんの管理する河川ということで、工事用の濁水を流す際には先ほどのノッチタンクで十分低減して流すという予定です。

供用時につきましては、ここは通らずに工業団地内の排水管を通過して、直接北上川の方に流すような計画となっております。

[平井委員]

そうしましたら袖山川から広瀬川の方の田んぼを持っている方や、排水について気になっている方もいるかと思います。説明会や集落の自治会長さんに話をするという予定はありますか。もしそうい

う機会があれば、一言言っていただくと安心されるかと思うのですが。

[事業者]

大和ハウス工業の貝塚と申します。奥州市の方で、造成に入る前に近隣住民の方々への説明会を計4回開催されるというふうに伺っております。特段近隣の方から排水等について御指摘等はなかったというふうに伺っております。

[平井委員]

分かりました。

[伊藤（歩）会長]

今話されたのは造成工事の部分の話で、今回のこの案件に関する説明は行われていないということでしょうか。

[事業者]

はい。

[伊藤（歩）会長]

それを今後行う予定はございますかという御質問かと思うのですが。

[事業者]

先ほど御回答させていただきましたように、今回奥州市の排水に流させていただくという形になりますので、まず奥州市の御指導に沿って対応したいと考えております。私どもとしましては、やはり工事スタートに際して近隣の方々に御案内させていただきたいと考えております。

[伊藤（歩）会長]

その時にその排水は、こちらの袖山川中流のところに排出されるという説明をされるということでよろしいでしょうか。

[事業者]

はい。そのような形で検討させていただきます。

[事務局]

事務局です。今、平井委員から御指摘がありました、前段の現状の工事の中で、生活道路について付近の住民の方から懸念の声が聞こえるということについては、関係課を通じまして、奥州市の方にお伝えしたいと思います。貴重な情報をありがとうございます。

[伊藤（歩）会長]

はい、他にいかがでしょうか。リモートで参加の委員もありますでしょうか。それではないようで

すので、希少種に関する御質問はございますか。

希少種の議論はないということですので、ここで一旦事業者の方々には退出していただきまして、委員の中での議論をさせていただきたいと思えます。

(事務局が事業者を室外に誘導しました。)

[伊藤(歩) 会長]

それでは、委員の皆様からアセス手続の要・不要についての御意見や、アセス不要であっても、環境保全の見地から配慮すべき事項として、附帯的な意見がありましたらお願いしたいと思います。審議の中では、水、騒音、水生生物、農業用水の話がありましたが、特にアセスは不要ということによるのでしょうか。

[前田委員]

現状を見ると不要でいいのかなと思いますが、やはり、最初に森林だった場所からこの事業をやるという話だったら、第2種事業に該当してもいいのではないかなと思います。そこをこういうふうに分ける事で該当しなくなるということをもし使うと、例えば風力発電を建てるといった話で、あらかじめ小面積を切ってしまうと、それは別事業として、手続なしでやって風力は木がないところに建てますよということができてしまわないかというのが心配です。

規則第5条第5号に同種の事業と一体的に行われる場合という規則がありますが、この土地開発、企業誘致ここにこういうものを建てることを前提として行われたら、やはり一体としてみなすことはできないのかなということをもう一度教えていただければと思います。

[事務局]

一体性のところですけども、これはあくまでも対象事業の事業規模を判断する際に、一体のものとして扱うというところでの判定基準になっております。従いまして、例えばこの事業が建築物としての対象要件を満たしている、建築としての事業になりますから、基本的にはアセスの対象になるかならないかのときの一連性というのは、その事業規模の面積ないし高さにおいて、一体としてみなすことができるかというのがまず第1原則になります。

一方で、アセスの造成の工事のアセスメントが、御承知の通り50ヘクタール以上であれば、アセスの対象になって、その中で、そこで将来的に行われる工場の建築等についても、評価も併せて行うことになっていまして、その結果として、造成アセスが済んだ造成地での工場については改めてのアセスは行われたいということになります。

[前田委員]

先ほど言った風力発電でそんな手法を使われるというような懸念はないということによろしいでしょうか。

[事務局]

それは大丈夫です。風力発電の場合はあくまでもその出力で決まりますので、その土地の造成をす

ることと風車を建てることは分かれるものではありませんので、出力で分けておけば、風車についてはカバーできるものであるかなと思います。

[前田委員]

要件に該当するものであっても、実際の環境に対するダメージを小さく見せる事ができるのかなと思いますので、そのあたりを気にしていきたいかなと思います。

[伊藤（歩）会長]

奥州市の方では、専門家の方から聞き取りなどは行っていて、それに対して影響はないというふう判断されたということでしょうか。

[事務局]

はい。

[伊藤（歩）会長]

分かりました。それでは他によろしいでしょうか。附帯的な御意見も特にないということによろしいでしょうか。それでは、事務局の方から第2種事業の判定の基準への適合性をどのように整理されているのか、説明をお願いします。

[事務局]

（判定の基準には合致しないと考えている旨説明しました。）

[伊藤（歩）会長]

ありがとうございました。アセス手続が必要との意見がなかったことから、手続は不要とさせていただきます。ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、審査会としての結論がまとまりましたので、事業者の方をお呼びいただければと思います。

（事務局が事業者を室内に誘導しました。）

[伊藤（歩）会長]

それでは審査会の意見をお伝えします。判定基準に照らして審議した結果、当該事業の実施により、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないことから、審査会としては、環境影響評価手続は不要と考えます。事務局におきましては、この結果を踏まえ、事業者及び奥州市に対し、書面により正式に判定結果をお伝えしていただければと思います。

それでは以上で本日の審議の方は終了とさせていただきます。事業者の方はお疲れ様でした。退席していただいて構いません。進行は事務局にお返しします。

5 その他

[事務局]

議事進行ありがとうございました。続いて、3のその他ですが、事務局から御報告いたします。

[事務局]

(資料No.3-1により、環境共生型の再エネ導入に向けた課題と対応について説明しました。)

[事務局]

ただ今の説明について、御質問等ございましたらお願いします。

[永幡委員]

例えば緑の回廊の外側ギリギリのところでは事業を行った場合は、緑の回廊にとってあまりよろしくないのではないかと思います。イエローゾーンとして、レッドゾーンの周りの帯のようなところも作ってバッファゾーンみたいなものを作っておいたほうがよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

[事務局]

例えば第2種事業の判定基準で、指定区域が事業実施区域に含まれている場合はもとより、周囲1kmに含まれる場合はアセス要の判定となります。一般的に風力発電の環境影響の及ぶ範囲が1kmとすればその範囲で判定するという趣旨だと思いますので、そこは検討させていただきたいと思います。

[伊藤（絹）委員]

促進区域の設定と同時に進めるべきものと思いますが、促進区域はこういうところですよ、そこから除外すべきはこういうところですよ、ということをもう提示できる段階になっているのでしょうか。

[事務局]

促進区域の設定で除外してほしいところ、配慮してほしいところについては、本年3月に県環境配慮基準として策定しています。ただ、それは市町村が促進区域を設定するに当たって配慮すべき区域なので、事業者が直接示しているわけではないというところが、インパクトに欠けているのではないかと指摘もあります。そうしたことの裏返しとして、事業者が直接県として示していくことを考えています。ただし、促進区域の基準は、自然環境保全だけでなく、いろいろな要素を含めていますので、広い概念になっています。今回はネガティブに示す以上は、少し絞り込んだほうがよいのではないかとということで、集合論でいうと、促進区域で除外すべき区域に含まれる、いくつか限定的なところを示すものです。そこを年度末までにお示しできれば、事業者としては、最低限ここは除いて、イエローはしっかりアセスで評価して、となりますので、そこで市町村が設定する促進区域と合っていけば、促進区域のメリットも享受できるということになりますので、うまく連携させていければと考えています。

[大河原委員]

ピンポイント的な要素があるので難しいでしょうが、砂防指定地のような土砂災害に係る指定地がありますので、ゾーニングするのは難しいですが、何か文書に、ここは除外することを明記するなど、事前に指定されている部分について入れておいた方がよいのではないのでしょうか。

[事務局]

促進区域の設定に係る環境配慮基準では、防災系の区域は大きなウェイトを占めており、それ自体が重要性を明かしているものと考えます。一方で、今回は、強制力はないとはいえ、事業者にネガティブゾーンとして直接示すものですので、何らかの根拠が必要であろうということで、県環境基本条例の規制等の措置の対象としての自然環境保全上の支障に紐づけるために、自然環境保全を目的とした区域を候補にしています。ただし、防災の観点からリスクのある区域は事業区域から外していただくのは当然のこととありますので、何らかの形でそうしたこともメッセージとして発していければと考えています。

[前田委員]

この基準の対象となる事業の規模の線引きはあるのでしょうか。

[事務局]

基準の対象はアセス法又はアセス条例の対象となる事業ですので、7,500kW以上の事業が対象となります。

[前田委員]

そうすると小型の風車を少数建てるような場合は該当しないということですか。

[事務局]

はい、該当しません。

[鈴木委員]

イヌワシの生息への支障の生じるおそれのある区域を岩手県が設定してレッドゾーンに加えると、15%では済まないほどかなりの面積となる可能性はないのでしょうか。

[事務局]

そこは要検討だと思います。ネガティブゾーンの趣旨として全てが真っ赤になってしまうとゾーニングにはならないということは一般論としてあります。とはいえイヌワシの生息地そのものに限ってしまうのは適切ではなく、イヌワシの生態を踏まえると広めに設定する必要がある、そこは関係課や関係機関と議論をしているところです。

[前田委員]

まだ具体的なものは作っていないのでどのくらいになるか分かっていませんが、特に北上山地はイ

ヌワシが多くいますので、営巣地や主要な餌場というふうにやっていると結構なネガティブは出るだろうと思います。ただ、その中にネガティブではないところはないのかと言えば、風車にとって不適切な、例えば遠野盆地のような風車を立てるようなところではないところになると思っています、そこはやりながら皆さんと相談しながら考えていきたいと思っています。

[事務局]

繰り返しになりますが、ネガティブゾーンは最低限、計画段階で考慮してほしい区域として示すもので、それ以外は従来通りしっかりアセスで評価していくという2段階の濃淡をつけていってはどうかという考え方が背景にあります。

[鈴木委員]

拘束力のあるものではないわけで、県として、あるいは審査会としては、ここはレッドゾーンとして示しているところだから風車を止めてほしいという知事意見で少し強めに出せる効果はあると思います。ただ、事業者としては、特に法的な拘束力があるわけではないので、レッドゾーンに岩手県はしていますけど、ここでやりますという計画が出てくる可能性はあるわけですよ。これまでのように審査会では意見が平行線のようにになってしまう可能性は残ると考えてよいですか。

[事務局]

それは多いにあり得ることだと思います。ただ、環境影響評価法の基本的事項においては、県が定めた基準との整合性を整理しなければならないとされていますので、その考え方は最低限示してもらわなければならないという意味では、一定の配慮事項としての位置づけになると思います。

[平井委員]

風車が立って動物が移動して獣害を引き起こすということはあるのでしょうか。風車を立てていけないところというのを示すと、人里に近いところは風車の立地候補地になりそうな気がしますが、先日実習で行った風力発電事業の現場では、風車が立ってからシカやクマが里に下りてきたと言われるのですよね。風車と因果関係があるのか分からないですが、もしそうだとすると、自然を守って人の生活を脅かすということになりかねないと思うのですが、いかがでしょうか。

[鈴木委員]

因果関係は証明できないですよ。たまたまタイミングが合っているというのは考えられると思います。クマに関してはたまたまタイミングがあっただけが多いのではないかと思います。シカは、風車を立てるために木を伐採すると集まってくるということは実際あり、里に下りてしまうというのが観察されているので、因果関係があるかもしれない。風車があるのでシカが避けてではなく、風車があるところにシカが集まってきて、そこで漏れたものが里に集まっているのが考えられます。あくまでも可能性ですが。

[事務局]

レッドゾーンを実際に絵に書いてみたときに、平井委員の御指摘のように人家に近いところに逆に

立ってしまって本末転倒、他の環境要素への影響ということになりますので、環境要素間の影響も回避する形でゾーニングすることが重要ですので、関係課とも相談して適切に対応したいと考えています。

[事務局]

他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、最後にアセス手続の実施状況について御報告させていただきます。

[事務局]

(資料No.3-2により、環境影響評価手続の実施状況等について説明しました。)

[事務局]

ただ今の説明について、御質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして本日の審査会を終了いたします。長時間ありがとうございました。